

序編  
計画策定の主旨



## 第 1 計画改定の背景と目的

「緑の基本計画」は、都市における緑地の保全や緑化の推進を計画的に実施するため、都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき本市の目指すべき緑の将来像や目標、施策等を定める、緑に関する総合的な計画です。

秋田市緑の基本計画は、平成 10 年に当初計画を策定し、平成 20 年に改定を行いました。しかし、改定後 10 年が経過したことで、緑を取り巻く社会情勢が変化し、都市緑地法等が改正されたほか、本計画に関連する各種計画の改定も行われました。

なかでも、人口減少や高齢化のさらなる進行は、本市の最重要課題であり、これに伴う地域コミュニティの弱体化や財政制約の高まり等の問題が、緑の創出や保全活動に影響を与えることが懸念されます。

本計画の改定では、緑に関する施策の長期的な視点から、前計画における基本的な方針・施策等を継承しつつ、緑を取り巻く社会情勢の変化等に対応しようとするものであり、緑によって都市の魅力を高め、人口減少社会においても選ばれる、緑豊かで心うるおう都市を目指します。

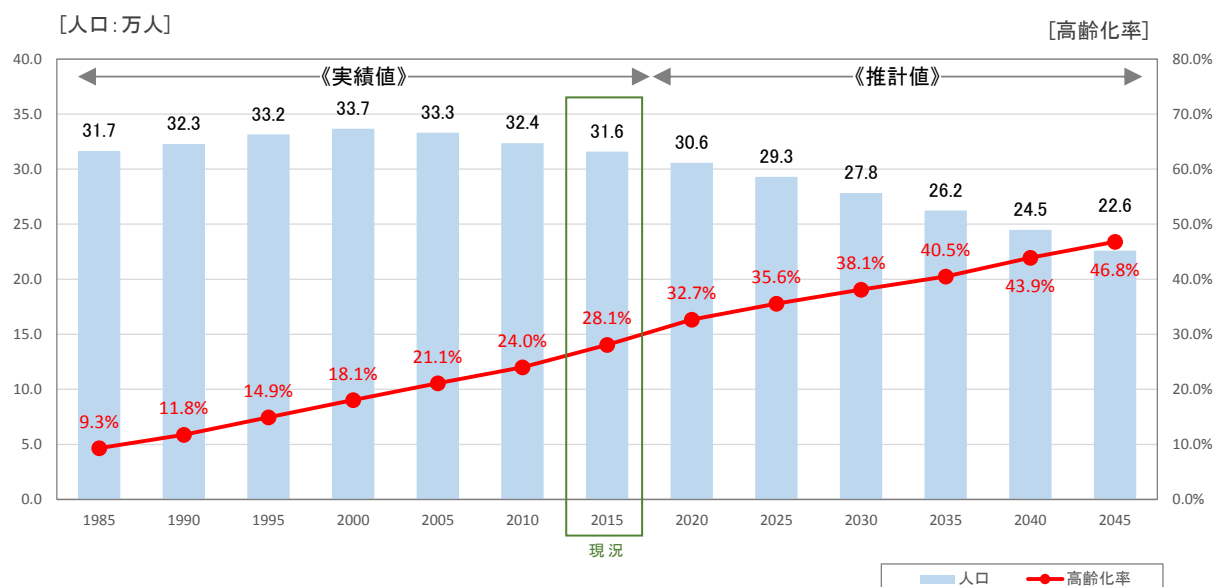


図 1-1 人口・高齢化率の推移

資料：各年国勢調査（1985年～2015年）  
各年国立社会保障・人口問題研究所（2020年～2045年）

## 第2 計画の対象となる緑地

計画の対象となる「緑地」とは、樹木や草花等の植物をはじめ、植物が被っている土地や、植物と一体となった空間（水面やオープンスペース）を対象とします。このことから、花壇の草花や街路樹等ばかりだけでなく、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼までを含むものです。

表 2-1 緑地の分類

| 緑地の区分 |        |          | 緑地の概要        |  |                                   |
|-------|--------|----------|--------------|--|-----------------------------------|
| 緑地    | 施設緑地   | 都市公園     | 都市公園法で規定するもの | 街区公園、近隣公園 等  |                                   |
|       |        | 都市公園以外   | 公共施設緑地       | 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設   | 市が設置している児童遊園地、市民農園、運動場 等          |
|       |        |          |              | 公共公益施設における植栽地等   | 学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地、道路環境施設帯および植樹帯等 |
|       |        | 民間施設緑地   |              | 市民緑地、公開空地、公開している教育施設（私立）、寺社境内地、民間の屋上緑化空間 等   |                                   |
|       | 地域制緑地等 | 法による地域   |              | 風致地区（都市計画法）、自然公園（自然公園法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）、保安林区域・地域森林計画対象民有林（森林法）、史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等 |                                   |
|       |        | 協定       |              | 緑地協定（都市緑地法）  |                                   |
|       |        | 条例等によるもの |              | 秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく緑化街区 等   |                                   |

### 第3 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法の規定により、上位計画である第13次秋田市総合計画に即し、第6次秋田市総合都市計画に適合し、また、秋田市環境基本計画および秋田市景観計画と調和した内容とする必要があります。その他関連計画としては、第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画、秋田市立地適正化計画、秋田市公共施設等総合管理計画、秋田市地域防災計画等が挙げられます。

また、同計画は、秋田市都市緑化の推進に関する条例第2条第1項に規定する都市緑化推進基本方針としての位置づけもあります。

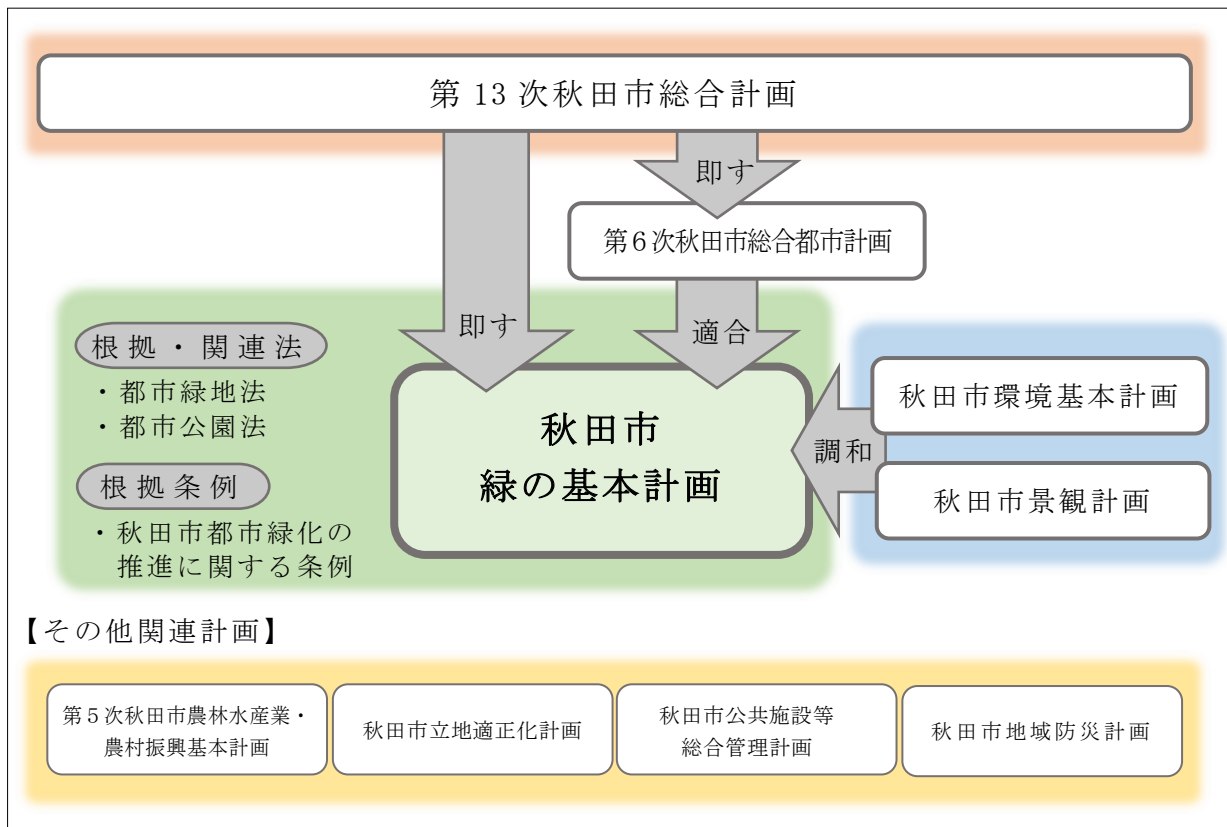


図3-1 緑の基本計画の位置づけ

### 第4 目標年次

本計画の目標年次は、特に関連性の強い秋田市総合都市計画の計画期間との整合性を勘案し、概ね20年後の2040年とします。また、中間目標年次を概ね10年後の2030年とします。

## 第5 計画対象区域

本計画の対象区域は、秋田市の都市計画区域（41,437ha）を基本としますが、緑の連担性、環境保全等の視点から、必要に応じて全市域を対象とします。

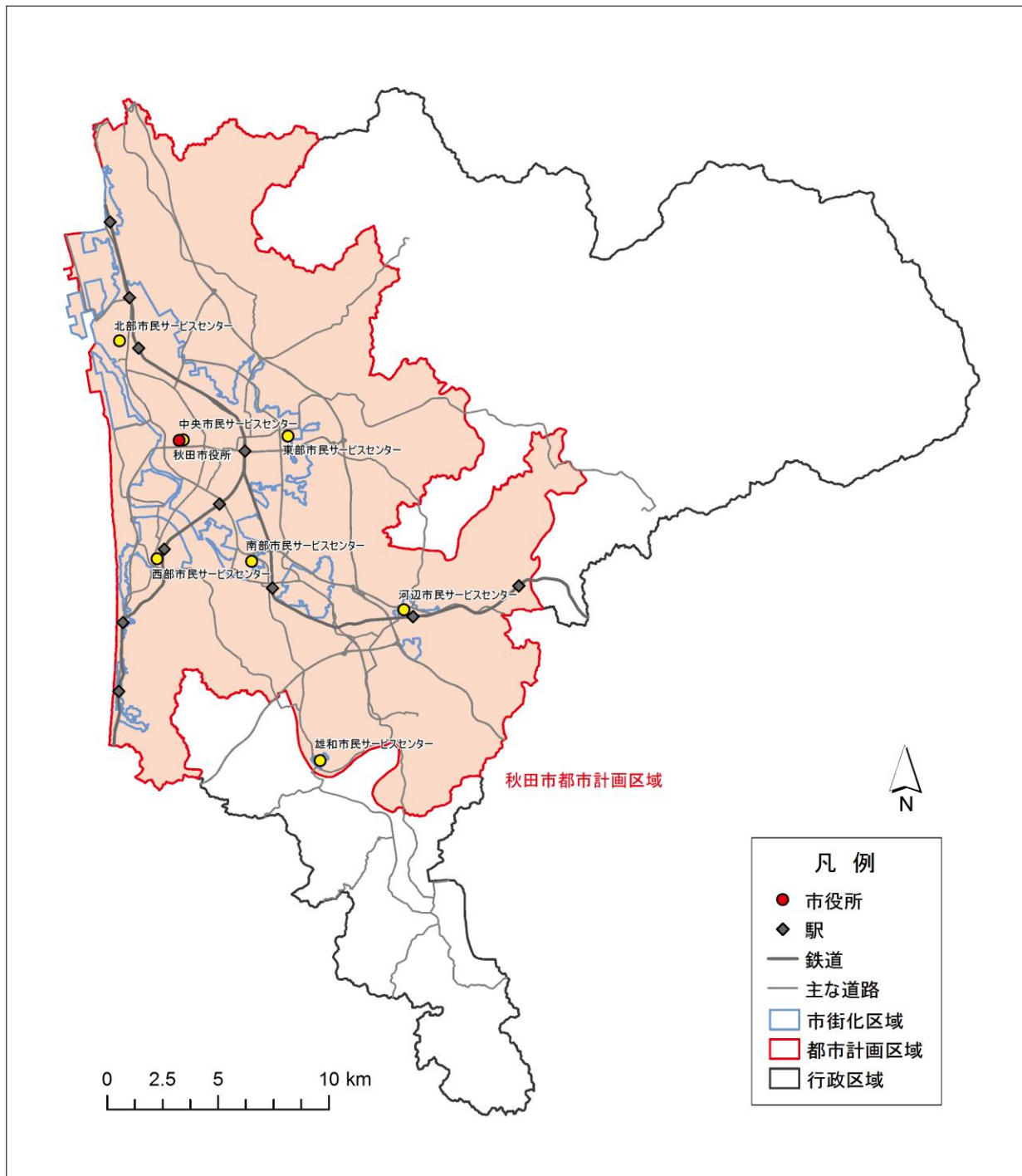


図5-1 計画対象区域